

前橋市震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係るガイドライン

第1 目的

過去に発生した震災等では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵・取扱いなど平常とは異なる対応が必要となり、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われた。

このような状況を踏まえ、前橋市では震災時等において必要となる危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて運用を定め、速やかな承認手続きにより災害復旧を図ることを目的とする。

【震災時等に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態の例】

- ① 移動タンク貯蔵所から車両、重機等及びドラム缶等への給油・注油
- ② 変圧器の修繕、点検のための変圧器内部の絶縁油の抜取り等
- ③ 施設の改修、点検及び解体をするための残油の抜取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両用燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のための非常用発電機や仮設発電機への燃料補給
- ⑥ 救援物資等の集積場所での危険物の貯蔵（防災拠点及び各種防災備蓄倉庫）

※ 原則として仮貯蔵・仮取扱いの承認ができる危険物は、特殊引火物を除く第四類の引火性液体とする。

第2 安全対策

1 共通対策

（1）危険物の取扱場所

危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこととし、屋内で取り扱う場合にあっても、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

（2）保有空地の確保

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第16条第1項第4号の規定の例により確保すること。ただし、流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。

原則として、保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保

すること。

(3) 標識等の設置

危険物の貯蔵・取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。

(4) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ア ガソリン等の第四類第一石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム缶本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。

イ 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。

ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと。（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。）

エ 危険物を取り扱う作業者は、静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。

オ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑えるとともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、充填後はしばらく静置すること。

カ 第四類第一石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

- ア 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。
 - イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。
- (10) 二次災害の発生防止
余震発生、避難勧告発令時等における対応についてあらかじめ定めておくこと。
- (11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備
(1) から (10) で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を危険物の貯蔵・取扱い場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

- ア 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。
- イ ガソリン等の第四類第一石油類を夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは厳に慎むこと。
- ウ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第四類第一石油類の給油、小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。
- エ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。
- オ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、過剰給油にならないよう細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

- ア 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検及び修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏洩防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。

イ 1か所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行わないこと。

(3) 移動タンク貯蔵所からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

ア 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。

イ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。

エ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する場合は、吹きこぼしに細心の注意を払って給油すること。

カ 給油取扱所の再会の見込みが立たず、やむを得ず移動タンクから直接ガソリンを給油する場合は、静電気等の火花でも容易に着火する危険があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大するおそれがあること等、十分な安全対策を実施すること。

- ・ 給油時のもれ・あふれ等による流出防止対策
- ・ 危険物が流出した場合の火災発生防止対策
- ・ 火災が発生した場合の人的被害発生防止対策
- ・ 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大防止対策

第3 事務手続き

1 事前の手続き

(1) 事前協議

事業所等の申請者は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画及び事務手続きについて事前に消防局予防課と十分に協議したうえで、「震災時等危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書」（以下「実施計画届出書」という。）【別

紙1】を作成し、提出すること。

(2) 実施計画届出書の作成に係る留意事項

ア 実施計画届出書の添付書類

実施計画届出書には、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の案内図、配置図、敷地見取り図等を添付すること。

イ 実施計画届出書の作成

実施計画届出書は、実施計画届出書記載例【別紙2-1】から【別紙2-3】までを参考に作成すること。

(3) 実施計画届出書の受付

ア 実施計画届出書は、正副2部提出させ、決裁後1部を返却すること。

イ 実施計画届出書の正本については、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書受理簿」【別紙3】に提出者の住所、氏名等の必要な事項を記載するとともに、震災時等に適切に対応できるよう当該簿冊に編さんし適正に保管すること。

2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

(1) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請等

ア 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請

実施計画届出書が消防局予防課へ提出されている事業所等からの仮貯蔵仮取扱いの承認申請については、電話又はファックス等（以下「電話等」という。）によることができる。

イ 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認

前アの内容と実施計画届出書の内容とを照合し、相違がないことが確認された場合は、速やかに口頭により承認すること。

ウ 現地調査の実施

口頭による承認後、消防局予防課により現地調査を実施し、安全確認及び必要に応じて安全対策を指導すること。

エ 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出等

口頭による承認を受けた申請者は、来庁等の対応が可能となった場合、速やかに「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書」（以下「申請書」という。）（様式第45号）を2部提出すること。なお、申請書の承認日は、口頭承認した日を記入すること。

(2) 実施計画届出書と異なる場合

電話等による申請の内容が実施計画届出書と異なる場合、原則として口頭による承認はしないこと。

(3) 実施計画届出書が提出されていない場合

実施計画届出書が提出されていない事業所等は、原則として通常の手続きをすること。

3 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認

仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認は原則認められないが、災害復旧のため特に必要と認められる場合は、再承認することができる。

- (1) 再承認が必要と認められる場合においても、1の承認は10日間とし期間の延長は認めない。
- (2) 再承認が必要と認められる場合においては、再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行うこと。この場合、前2と同様に電話等によることができる。
- (3) 承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去すること。

第4 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い例

- (1) 給油取扱所での緊急用可搬式ポンプの使用
- (2) 給油取扱所での非常用発電機の使用

2 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設については、震災等発生時及び震災発生後における緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定すること。また、従業員に対する教育、訓練等を実施すること。

第5 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に危険物を臨時的に貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、当該数量が指定数量未満となる場合にあっては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認の手続きは要しないとする。もともと、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いに伴い火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防することは重要であることから、防火指導に当たっては必要に応じて本ガイドラインを参考にしつつ適切に指導されたい。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の免除措置

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る申請手数料は、申請目的や災害状況等を踏まえ、前橋市手数料条例第4条第4号により減免措置が適用される場合がある。

3 添付資料

【別紙1】震災時等危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書

【別紙2-1】から【別紙2-3】

震災時等危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書記載例

【別紙3】震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書受理簿

【別添1】震災時等の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー

【別添2】震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

附 則

このガイドラインは、令和3年8月5日から施行する。